

光化学オキシダントが発生したら

光化学オキシダントとは？

工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こして作られる有害な物質を光化学オキシダントといいます。

この物質によるスモッグ(煙霧)を光化学スモッグといいます。

発生しやすい時期・気象状況

4月から9月にかけて光化学オキシダント濃度は上昇する傾向があります。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日に発生しやすくなります。

特に、遠くの山や建物がいつもより見えにくいなど、もやがかかったような視界の悪い日には、十分注意が必要です。

注意報が発令されたら

- ◆屋外での激しい運動は控える
- ◆外出を控え、なるべく室内で過ごす
- ◆不要不急の自動車の使用を避ける
- ◆ばい煙を排出している工場・事業所などは、ばい煙量の削減に協力する
- ◆目やのどに刺激を感じた人は、洗眼やうがいをし、室内で安静にする

※光化学オキシダントの被害にあった場合は、連絡してください。

※光化学オキシダント注意報発令および解除は「防災メール・まもるくん」「県庁ホームページ」などで確認できます。

●問い合わせ先

◇県環境保全課

☎(643)3359

◇市危機管理課

☎(580)1966

インターネット公売(平成30年度第1回せり)

- 公売方法 ヤフーオークション(官公庁オークション)によるせり売り
 - 申込期間 4月10日(火) 午後1時~26日(木) 午後11時
 - 品名 ◇ゴルフクラブセット◇バッグなどの市税滞納処分
で差し押さえた動産
- ※公売を中止する場合は市ホームページに掲載
- 問い合わせ先
収納課収納担当 ☎(501)2396(公売専用)



183

スマートフォンへの 架空請求メールに注意

解説とアドバイス

相談者に届いたメールは、実在する会社を名乗り、不特定多数に送りつける架空請求のメールです。今回のケースは、業者が購入した電子ギフト券の代金を、相談者に肩代わりさせてコンビニ端末機から支払わせるものでした。

身に覚えがないメールが届いても慌てて相手に連絡をしてはいけません。いったんお金を支払うと取り戻すことは困難です。

少しでもおかしいと思ったら、身近な人や警察、消費生活センターなどに相談しましょう。

●市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半~正午・午後1時~4時半
市消費生活センター(市役所新館4階)

☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時~午後4時

☎1888(局番なし)

●問い合わせ先

安全安心課生活安全担当

☎(580)1897

相談事例

大手通販サイト(大手動画配信サイト)から「有料動画の未納料金がある。本日中に連絡がなければ法的処置をとる」とメールが届いた。身に覚えがなかったが、スマートフォンに不慣れたため、誤って有料契約してしまったかもしれないと思い、慌てて電話した。「今日中に支払わないと、裁判に移行して大ごとになる」と言われ、相手に指示されるまま、コンビニ端末機に13桁の番号を入力し、30万円を支払った。

支払いの電話報告をすると「さらに2件の未納料金がある」と言われ、別々のコンビニへ行くよう指示されて、それぞれ30万円ずつ合計90万円支払った。家族に話すと「詐欺ではないか」と言われた。(70代男性)